

査読ガイドライン(2023.8.30 修正)

1. 対象となる論文等

すべての投稿論文（原著、報告、短報、総説）が査読の対象となる。

2. 査読プロセス

- (1) 投稿論文について、編集委員長が担当編集委員 1 名を指名する。
- (2) 編集委員長および担当編集委員は、投稿論文について内容を検討し、倫理的に問題があると判断できるもの、投稿規程を逸脱しているもの、内容が本誌の目的と一致しないものについては、その時点で不採用または投稿を受け付けない決定をする。
- (3) 担当編集委員は 2 名の査読者を本会会員または投稿論文の内容に応じて学会員以外から査読者を指名し、編集委員長より査読を依頼する。なお、担当編集委員は査読者を兼ねることはできない。
- (4) 依頼を受けた査読者は査読の可否について判断し、査読を行う場合は 3 週間以内に行う。3 週間を超えた場合、担当編集委員は査読依頼を取り下げ、新たに他の査読者を指名することができる。
- (5) 担当編集委員は、査読者から提出された査読結果書、査読意見書をもとに査読結果を判定し、編集委員長を通じて判定結果と査読意見書を著者に送付する。なお、担当編集委員は、必要に応じて独自の査読意見書を付することができる。
- (6) 判定結果が C（修正後再審査）の場合は、投稿者は判定結果受領後 1 ヶ月以内に修正を行い、再投稿することで再査読を受けることができる。なお 1 ヶ月を超えての再投稿は、編集委員会の判断で新規投稿として扱うことができる。再投稿の際、著者は、査読意見書に対する回答書を添付し、修正した点及び修正内容、修正しなかった点を明示すること。
- (7) 2 名の判定結果が A(採用)と「D(不採用)」や「B(軽微な修正：再審査不要)」と「D(不採用)」など、判定が大きく分かれた場合、担当編集委員は第三査読者の査読者を指名し、編集委員長より査読を依頼することができる。なお、第三査読者には第三査読であることを明示し、査読者二名の「査読チェックシート」、「査読結果報告書」、「査読意見書」もあわせて送付し、判定を依頼する。
- (8) 著者から再投稿があった場合、担当編集委員は原則として前回と同じ査

読者に査読を依頼する。その際、査読者間で査読結果書、査読意見書は匿名で共有される。なお、査読者の辞退があった場合は、担当編集委員が査読者として査読に加わり、査読プロセスを進める。

- (9) 判定結果が B（軽微な修正：再審査不要）の場合は、投稿者は判定結果受領後 1 ヶ月以内に修正を行い、再投稿すること。担当編集委員は再投稿された原稿を確認し、A（採用）と判断するか、B と判断しさらに軽微な修正を求めることができる。
- (10) 最終的な投稿論文の採否は編集委員会で審議し、決定する。
- (11) D（不採用）と判定された投稿論文について疑義がある場合、著者は編集委員長に対して疑義照会することができる。